

北海道大学情報法政策学研究センターの 取り組みについて



北海道大学情報法政策学研究センター長 田村 善之

要 約

本稿は、筆者がセンター長をつとめる北海道大学の情報法政策学研究センターの事業内容を紹介する。本センターは、学術雑誌『知的財産法政策学研究』を発行したり、あるいは、弁理士会から外部研修機関として認定され、毎年度、サマーセミナーを実施したりしているので、その活動の一端はそれなりに認知されているかもしれないが、この機会を借りて、その全活動のなかから特に学外と関わり合いの強いところを紹介することにしたい。

本センターは、21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」の成果を継承することを目的として設立されたものであり、設立直後に採択が決まったグローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」と共同して、知的財産法政策学を展開するとともに、知的財産法研究会を挙行し、『知的財産法政策学研究』、『グローバルCOEプログラム知的財産研究叢書』を刊行するほか、前記サマーセミナー等を通じて、その成果を社会に還元している。

1 北海道大学情報法政策学研究センター設立の経緯

2001年に当時の遠山敦子大臣の下、文部科学省は、社会科学等の分野毎に、「活力に富み、国際競争力のある国公私立大学づくりの一環として、大学に第三者評価による競争的原理を導入し、国公私を通じた世界最高水準の『トップ30』を育成するために、研究や高度な人材育成の面でポテンシャルの高い大学に思い切った重点投資」をなすという「トップ30大学構想」を打ち出した⁽¹⁾。この構想は、2002年になって21世紀COEプログラム(The 21st Century Center Of Excellence Program)として結実する⁽²⁾。

同プログラム開始後2年度目となる2003年度には社会科学系の募集があり、26拠点が採択されたが、その中の一つが、筆者を拠点リーダーとする北海道大学法学研究科中心の21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」⁽³⁾である。法学中心の拠点としては6拠点あるうちのの一つとなる。

この「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」は、2008年3月に5年度に及ぶプログラムを終了したが、その間、遂行した成果を継承するとともに、21世紀COEプログラムの後継プログラムとして新たに開始

されたグローバルCOEプログラム採択への基盤を生成するために2008年4月1日に設立したのが、北海道大学情報法政策学研究センター⁽⁴⁾である。

幸い、2008年6月には、再び筆者を拠点リーダーとするグローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」⁽⁵⁾が、社会科学系14拠点(うち法学中心の拠点が4拠点)あるうちのの一つに選ばれた結果、情報法政策学研究センターは順調なスタートを切ることができることになった⁽⁶⁾。本センターは時間の学内共同施設であるが、上記グローバルCOEプログラムが終了する2013年3月まで継続することが決まっている。

2 知的財産法政策学の展開

情報法政策学研究センターのプロジェクトの中核を占めるのが、21世紀COEプログラムの遂行によって創成した知的財産法政策学の展開である。本稿の性格と紙幅の都合に鑑み、知的財産法政策学の内容の紹介は別稿に譲るが⁽⁷⁾、要するに、法と経済学に触発されて市場と法の役割分担を意識するとともに、立法に民主的な正統性が備わっていることを前提に出来上がった法の解釈に終始する伝統的な法学に飽き足らず、公

共選挙論や政治学を取り入れ、政策形成過程のバイアスをも意識しつつ、市場、立法、行政、司法その他の決定機構の役割分担を論じることにより、知的財産法制度のあり方を論じるという方法論が知的財産法政策学の骨子である。

このような方法論が単なる抽象的なものに止まることのないよう、知的財産をめぐる国際的な動向に目を配るとともに、国内の実務において現実に生じうる課題を踏まえるために、本センターでは、学際的な教授、准教授に加えて、国内外から多才なバックグラウンドをもつ研究員を採用し、優秀な事務部門のスタッフに支えられ、21世紀COEプログラム以来、収集を継続している豊富な蔵書を誇るCOE知財図書室に併設された研究室において共同研究を進めている。

この共同研究を推進するとともに、その成果を社会に還元するための柱となる事業が、知的財産法研究会の開催と、学術雑誌『知的財産法政策学研究』の刊行である。

3 知的財産法研究会の開催

情報法政策学研究センターがグローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」と共同して開催する知的財産法研究会は、学内の研究者・大学院生のみならず、学外の研究者・大学院生・実務家（弁護士・弁理士・企業法務担当者等）の多数の参加を得ている。本研究会がいかに内外の傑出した多様な報告者に恵まれているのかということは、<http://www.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/workshops/Iplaw.html> に示された講師一覧から明らかであろう。

4 学術雑誌「知的財産法政策学研究」の発行

情報法政策学研究センターはグローバルCOEプログラムと共同して、雑誌『知的財産法政策学研究』を発行している。21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」の下、2004年3月から公刊を開始した同誌は、2010年10月現在で30号までを数えている。掲載論文数は総計で245本に上る。発行部数は約1500部であり、内外の主要大学、主要研究機関、関連学会員その他希望者等に配布する他、大半はウェブでも公開している⁽⁸⁾。本拠点の成果を公表する中心的な媒体である⁽⁹⁾。

5 『知的財産研究叢書』の発行

情報法政策学研究センターは、同じくグローバルCOEプログラムと共同して、グローバルCOEプログラム知的財産研究叢書を創刊している。

もともと、この事業は、田村善之『市場・自由・知的財産』（2003年・有斐閣）、稗貫俊文『市場・知的財産・競争法』（2007年・有斐閣）、青木博通『知的財産権としてのブランドとデザイン』（2007年・有斐閣）、田村善之編『新世代知的財産法政策学の創成』（2008年・有斐閣）の4冊を数えた、21世紀COE知的財産研究叢書を引き継いだものである。

平成21年3月にはその第一巻として、田村善之『特許法の理論』（2009年・有斐閣）が公刊された。同書は、特許制度の存在意義から説き起こし、特許政策の形成過程のバイアスを意識しつつ、市場、立法、行政、司法の役割分担という観点から、バイオ特許、均等論、間接侵害、禁反言、消尽など各種の特許法の重要論点に対して解釈論、立法論を展開している。

6 サマーセミナーの開催

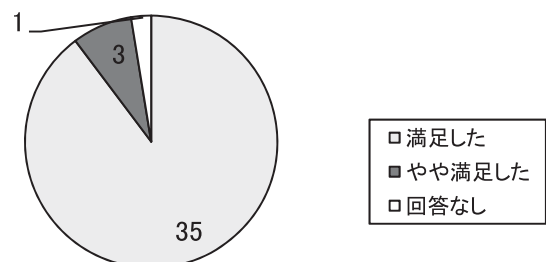
情報法政策学研究センターは、2009年度から毎年8月初めにサマーセミナーを開催している。

セミナー開催に際して、情報法政策学研究センターは日本弁理士会から外部研修機関としての認定を受けることができた。これにより、本センターが開催するセミナーを、弁理士全員に課せられている義務研修の単位として認定することができるようになった。

2009年度は、筆者と、安藤和宏特任教授、吉田広志准教授に、本学の元客員教授である青木博通弁理士を加えて、2009年8月5日から9日まで、毎日午前と午後、合計10回（20単位）にわたり、「最新の知的財産訴訟における実務的課題 ―著作権・不正競争・商標編―」を展開した⁽¹⁰⁾。セミナーの参加者は、道外からも多数の参加者を数え、計76名（うち弁理士16名）と盛況であった。

図 参加者からの評価（アンケートより抜粋）

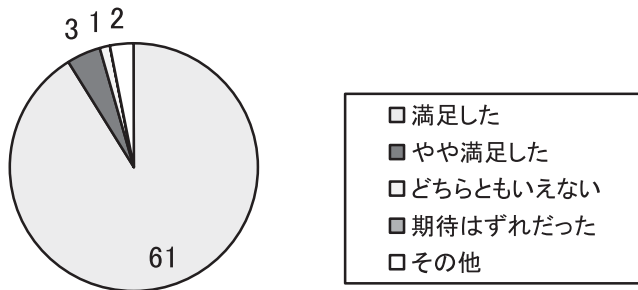
問. このセミナーで期待したものが得られましたか。



2010年度は、同じく筆者と、吉田広志准教授に加えて、元知財高裁判事の三村量一弁護士を講師に迎えて、2010年8月7日から8月10日にかけて午前、午後、計8回(16単位)、「最新の知的財産訴訟における実務的課題—特許法をめぐる—」を展開した⁽¹¹⁾。セミナーの参加者は115名(うち弁理士35名)と前年にもまして大盛況となった。

図 参加者からの評価(アンケートより抜粋)

問. このセミナーに対する満足度はいかがでしたか。



7 財源の確保をめぐる課題

このように順調に事業を展開している情報法政策学研究センターであるが、主たる資金源であるグローバルCOEプログラムが、2009年度に不況により予算を当初見込みよりも大幅に削減され、さらに2010年度には全グローバルCOEプログラムの事業全体が事業仕分けの対象となったために、人件費の調達すら危うくなりかねないような状況に陥った。様々な方策を講じて資金を調達するとともに経費の圧縮につとめた結果、これまでなんとか事業を継続することに成功したが、恒常的な資金の確保は未だに喫緊の課題として残っているというのが実情である。特に、外部講師の招聘を伴う事業の実施をはじめ、内外の実情調査、あるいは研究資料の収集のための諸事業の推進に際しては、情報法政策学研究センター自らが獲得した研究資金をもって運営することが強く望まれている。

そのようななか、本センター独自の運営財源を確保し、安定的な財政基盤の確立を目的として、『知的財産

法政策学研究』の頒布先やサマーセミナーの受講者等から、幅広く「研究奨励金」(研究目的寄附金)を募る計画を企図した⁽¹²⁾。幸い、不況下にもかかわらず、本センターの事業に賛同してくださる多くの方々からご寄付をいただくことができた。温かいご厚情に感謝するとともに、そのご期待に応えるべく、なお一層の努力を続けることにしたい。

注

- (1)中央教育審議会大学分科会/科学技術・学術審議会学術分科会大学改革連絡会(第3回)資料4-4「トップ30」について(案) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/006/gijiroku/011001/011001d.htm
- (2)<http://www.jsps.go.jp/j-2lcoe/index.html>
- (3)<http://www.juris.hokudai.ac.jp/coe/>
- (4)<http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/index.html>
- (5)<http://www.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/>
- (6)もっとも、その後の不況や事業仕分けによる予算減のため、一転して2009年度と2010年度は事業費の捻出に苦しむことになる。
- (7)田村善之「知的財産法政策学の試み」知的財産法政策学研究20号(2008年)、同「知的財産法学の新たな潮流—プロセス志向の知的財産法学の展望」ジュリスト1405号(2010年)。
- (8)<http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/journal/journal.html>
- (9)30号に総目次が掲載されているので参照されたい。
- (10)<http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/events/seminar/summer09.html>
- (11)<http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/events/seminar/summer10.html>
- (12)<http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/donation.html>

(原稿受領 2010. 10. 23)